

大津地方検察庁

検察事務官(単独捜査担当)

30代 男性 / 平成18年度 採用



モットー 好奇心

Q.今はどんなお仕事をしていますか？

現在は、検察官事務取扱検察事務官（長い！）として勤務しています。

その名のとおり、「検察官」の「事務」を「取り扱う」「検察事務官」として、検察事務官でありながらも、比較的軽微な事件の捜査などを担当し、取調べや起訴・不起訴の処分などを行っています。

Q.支部の魅力を教えてください。

全国に50ある地方検察庁ですが、その地方検察庁の支部が各地に存在します。一口に「支部」といっても、職員数が100人を超えるような（もはや小規模な本庁よりも大きな）支部もあれば、職員数5人以下の支部まで様々です。私は、これまでに職員数10人程度の支部勤務を約6年経験しました。支部勤務の一番の魅力は、いわば「何でもできる人になれる」ことだと思います。大きな組織になればなるほど事務は細分化されていきますから、どうしても自分の守備範囲は狭くなりがちです。一方、小規模支部では、限られた人員ゆえ必然的に守備範囲は広くなり、場合によっては事件の受理、取調べ（の立ち会い）事件処理、公判準備、刑の確定、執行という一連の流れ、まさに事件の「ゆりかごから墓場まで」を自分で担当することも珍しくありません。自分が取調べを担当していた被疑者の言葉を信じて罰金の納付を待っていたところ、未納付のまま逃亡されてしまってやむなく所在捜査に行くときなど、「こんちくしょう」という熱が入ります。大規模庁ではなかなか味わうことのできない「ライブ感」を感じることができるのも、小規模組織の醍醐味だと思います。

Q. やりがいや達成感があった経験を教えてください。



いち検察官として事件を担当するので、自分の仕事が、人の一生を左右しかねないという責任の重さがあります。

ですが、一つの事件が刑事処分を終えて、事件の被害者に「あなたを苦しめた犯人にはこういう処罰がありましたよ」と伝え、「ありがとうございました」と言ってもらえたときには、少しでも世の中の役に立つことができたかな、とやりがいを感じます。

Q. 副検事を目指されたきっかけなどを教えてください。

私は、検察事務官として約14年間勤務していましたが、今回、副検事選考試験に合格しました。副検事になれば、検察官として捜査・公判業務に従事することになりますので、自分で起訴状に署名し、公判廷に立つことができます。検事になりたい!という夢を持っていたものの、様々な事情で司法試験を諦めざるを得なくなった人もおられると思いますが、そんな人たちにとって、事務官として生活基盤を得ながら、将来の検察官へのキャリアアップを目指すことができる、という点で検察事務官は大変魅力があるのではないのでしょうか。ちなみに、私は法学部卒ではなく、これといって法学を履修したわけでもなく、もっといえば、検察庁について、よく知らないまま事務官として入庁した人間でした。そんな私が副検事を目指そうと思ったのは、縁のあった検察官の姿に「カッコええ!」と魅了されたからにほかなりません。**法学未修学者でも、本人のやる気と努力次第で検察官になれる**、それが検察事務官です。

さらに、副検事を経て特任検事に任官すれば、司法試験をパスしなくても「検事」の資格が与えられ、退官後は弁護士に転身することが可能です。

Q.職場の雰囲気教えてください。

「怖そう」、「毎日残業してそう」、「パワハラとかありそう」などのいろんなイメージがあるかもしれませんが、私の感想は「思ったより普通の役所」でした。

たしかに、検察官とペアで仕事をする「立会事務官」と呼ばれる検察事務官は、担当する事件によって時間外まで取調べが続いたり、休日返上となることも少なくありませんが、検察事務官であれば誰もが通る道であり、先輩もその辺の事情は分かってくれているので、交代要員を用意してくれるなどのフォロー態勢は整っています。

特に最近では、ワークライフバランスや積極的な育児休業の取得などの働き方改革が国を挙げて進められており、残業が美德とされた時代はもはや遠い過去のもの。職場内でも意識改革は進んでおり、「帰れるときは早く帰れ」と上司から毎日お経のように唱えられますので、私自身、仕事を定時で上がった後、趣味の草野球に参加するのが日課となりました。なお、パワハラ・セクハラは当然御法度です。

Q.検察事務官に向いている人とはどのような人でしょうか？

「オレオレ詐欺の受け子から話聞くから、取調べに立ち会ってほしい」

「明日、殺人に使われた拳銃が証拠品として送致されるから、受理しておいて」

「来週ガサに行くから、これから1週間、奴の家の周辺を張り込んでもらいたい」

「逃亡中の罰金未納者が見つかったから、収容しにいく。手錠用意しといて」

・・・こんな話を聞いて、「やってみたい!」と思ったそこのあなた、検察事務官に向いているかもしれません。

刑事訴訟法の目的は、「事案の真相を明らかに」することと書かれています（1条）。

「なんでこんな犯罪が起こったの?」「なんでこの人こんなことしたの?」「なんでこんな証拠があるの?」

・・・検察事務官として求められるのは、「**なんで**」を追い求める好奇心だと思います。

「**なんで?**」が「**なるほど!**」に変わる気持ちよさを検察官と一緒に味わってみませんか?